

入 札 説 明 書

- ・ 入札説明書
- ・ 入札心得
- ・ 入札書
 - ・ 委任状
 - ・ 表生地の原反出荷引受証
 - ・ 質問書
- ・ 契約書（案）

入 札 説 明 書

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
 - 1号物件：森林官制服（男性用上衣 40 着）ほか 6 品目の製造
 - 2号物件：一般作業衣（ジャンパー型上衣 3 着）ほか 5 品目の製造
 - 3号物件：一般作業衣（シャツ型上衣 17 着）ほか 2 品目の製造
- (2) 仕様・数量 仕様書のとおり
- (3) 納入期限
 - 1号物件：令和 9 年 2 月 15 日（月曜日）
 - 2号物件及び 3 号物件：令和 9 年 3 月 5 日（金曜日）
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (4) 必要な材料を確実に入手することができる競争参加有資格者であること。
- (5) 6 の提出書類の提出期限の日から、8 の入札執行の時までの間において、林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札方法

- (1) 入札書は、上記 1（1）の件名を明瞭に記載すること。
- (2) 入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵便による入札書は、封かんの上、入札者の氏名、宛名及び入札件名を表記した上で、外封筒に入れて投函すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班（北別館
7階ドア No. 北 706）電話番号 03-3502-0746（直通）
- (2) 日 時 令和8年9月2日～令和8年10月23日（ただし、行政機関の休日
を除く。）午前10時～午後5時
（入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>）のほか上記交付
場所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書
の交付を希望する場合は、5（1）まで電話で問い合わせるこ
と。）
- (3) 入 札 説 明 書 入札説明書には、入札心得、入札書、委任状、出荷引受証、質問書
及び契約書（案）を含む。
- (4) 入 札 説 明 会 実施しない。

6 証明書等及び入札書の提出場所及び期限

この一般競争に参加を希望する者は、以下の日時までに証明書等を提出すること。

- (1) 提 出 場 所 （紙入札による場合）林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負
担行為第1係（本館7階ドア No. 本 759）
電話番号 03-6744-2282（直通）
※郵送・信書便による送付又は持参とし、FAX等は不可とする。
※郵送・信書便による送付の場合は、配達記録が残るようにす
ること。
（電子入札による場合）電子調達システムにより提出する。
- (2) 提 出 期 限 令和8年10月23日（金曜日）午後5時
- (3) 提 出 書 類 ① 令和7・8・9年度資格審査結果通知書の写し 1部
② 表生地の原反出荷引受証（別紙様式第4号） 1部
③ 入札書（別紙様式第1号） 1部
④ 表生地の材料検査証明書 1部
（材料検査証明書は、仕様書に明記された試験方法により、工
業標準化法に基づく登録事業者において、本物件公告日から提
出日までに発行されたものとする。）
※提出期限厳守のこと。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合には、次に従い、質問書（別紙様式第5号）
により提出すること。
ア 提出期間 令和8年9月2日～令和8年10月19日（行政機関の休日を除
く。）
午前10時～午後5時
イ 提出場所 林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班（北別館
7階ドア No. 北 706）
ウ 提出方法 持参、郵送（提出期間内必着）又は電送により提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに電子メールで回
答する。

ア 期 間 令和 8 年 9 月 2 日～令和 8 年 10 月 23 日（行政機関の休日を除く。）

午前 10 時～午後 5 時

イ 場 所 林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班（北別館
7 階ドア No. 北 706）

8 入札・開札の場所及び日時

（１）場 所 （紙入札による場合）林野庁入札室（本館 7 階ドア No. 766）
（電子入札による場合）電子調達システムにより提出する。

（２）日 時 1 号物件：令和 8 年 10 月 28 日（水曜日）午後 2 時
2 号物件：令和 8 年 10 月 28 日（水曜日）午後 3 時
3 号物件：令和 8 年 10 月 28 日（水曜日）午後 4 時
（ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入札書の受領期限については、令和 8 年 10 月 23 日（金曜日）午後 5 時までに必着のこと。）

9 再度入札

開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

10 入札の無効

入札公告及び本説明書に示した競争参加資格のない者による入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

12 入札保証金及び契約保証金 免除する。

13 契約書作成の要否 要

14 落札者の決定方法

上記 6（３）の証明書等を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とするができる。

15 入札における留意点

入札書を提出する際には、2の(3)に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第1係(本館7階 ドア No. 本 759)へ提出し、入札資格の確認を領すること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。

16 その他

(1) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(2) このほか、入札心得による。

なお、開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書に示した場所及び日時に入札参加者又は入札参加者の代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、郵便入札により入札参加者又は入札参加者の代理人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

- | |
|---|
| <p>1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林 水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf)を御覧下さい。</p> <p>2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。</p> |
|---|

入札心得

（総則）

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子調達システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札(電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(低入札価格調査制度、調査基準価格)

第7条 農林水産省所管に係る製造その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額(調査基準価格)に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第8条 本公告に示した物品を納入可能であることが判断できる証明書等を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査の上、落札者を後日決定する。この場合は、最も評価の高い者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨お知らせす

る。

（同価格の入札）

第9条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第10条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、別途指示のあった期間内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。

- 3 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

（異議の申立て）

第11条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第12条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

別紙様式第 1 号（1 号物件）

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(代理人氏名)
(復代理人氏名)

1 号物件：森林官制服(男性用上衣 40 着)ほか 6 品目の製造

¥	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書その他関係事項一切を承諾の上、
入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
3. 金額の訂正はしないこと。
4. 用紙の寸法は、A 4 判とし、縦長に使用すること。
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6. 括弧内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
7. 委任状は別葉にすること。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

林 野 庁 長 官 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（代理人氏名）

（復代理人氏名）

2号物件：一般作業衣(ジャンパー型上衣3着)ほか5品目の製造

¥	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書その他関係事項一切を承諾の上、
入札します。

- （注） 1．提出年月日は必ず記入のこと。
- 2．金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 3．金額の訂正はしないこと。
- 4．用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
- 5．再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 6．括弧内は、（復）代理人が入札するときに使用すること。
- 7．委任状は別葉にすること。

別紙様式第1号（3号物件）

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(代理人氏名)
(復代理人氏名)

3号物件：一般作業衣(シャツ型上衣17着)ほか2品目の製造

¥	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書その他関係事項一切を承諾の上、
入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
3. 金額の訂正はしないこと。
4. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6. 括弧内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
7. 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁
長官の発注する「○号物件：（物件名）」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・ 入札及び見積に関する一切の権限
- ・ （復代理人の選定に関する一切の権限）

令和 年 月 日

住	所
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
〔 代 理 人 所 属 先 住 所	〕
代 理 人 所 属 先 ・ 役 職	
代 理 人 氏 名	

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

- （注） 1．用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
- 2．復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

出 荷 引 受 証

令和 年 月 日

殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

今般、林野庁において調達する「1 号物件：森林官制服（男性用上衣 40 着）ほか 6 品目の製造」の入札に参加し落札者となった場合は、下記の製作材料として必要な原反を購入したいので、林野庁に対し下記の事項について証明願います。

記

1 品目及び数量

森林官制服（男性用上衣）	40 着
森林官制服（女性用上衣）	5 着

2 製作材料規格（1号物件－1）森林官制服（上衣）

区 分	規 格					
混 用 率	タテ	ポリエステル 65%（±3%）、綿 35%（±3%）		ヨコ	ポリエステル 60%（±3%）、綿 40%（±3%）	
	組 織	1/1 平織				
番 手	タテ	34/2				
	ヨコ	30/2				
密 度 （本/10cm 間）	タテ	250 本以上				
	ヨコ	200 本以上				
重 量	170 g / m ² 以上					
寸 法 変 化 率 （%）	タテ	±2% 以内				
	ヨコ	±2% 以内				
引 張 強 力 （N）	タテ	1000N 以上				
	ヨコ	700N 以上				
染 色 堅 牢 度 （級）	洗濯	4 級以上	耐光	4 級以上	摩擦（乾）	4 級以上
	汗	4 級以上				
加 工	後染					
色 相	グリーン系 （林野庁指定色）					
そ の 他						

上記のとおり、原反出荷については、その納入期日に遅延を来さないよう、出荷することを証明いたします。

令和 年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

出荷引受証

令和 年 月 日

殿

所在地

会社名

代表者氏名

今般、林野庁において調達する「1号物件：森林官制服（男性用上衣40着）ほか6品目の製造」の入札に参加し落札者となった場合は、下記の製作材料として必要な原反を購入したいので、林野庁に対し下記の事項について証明願います。

記

1 品目及び数量

森林官制服（男性用ズボン）	53 着
森林官制服（女性用ズボン）	5 着
森林官制服（帽子）	66 個

2 製作材料規格（1号物件－2）森林官制服（ズボン・帽子）

区 分	規 格					
混 紡 率	タテ ポリエステル 65%（±3%）、レーヨン 35%（±3%） ヨコ ポリエステル 100%（±3%）					
組 織	2/2 綾織					
番 手	タテ 40/2					
	ヨコ 167dtex/2					
密 度 （本/10cm 間）	タテ 420 本以上					
	ヨコ 240 本以上					
重 量	240g/㎡以上					
寸 法 変 化 率 （%）	タテ ±2%以内					
	ヨコ ±2%以内					
引 張 強 力 （N）	タテ 1300N 以上					
	ヨコ 1300N 以上					
染 色 堅 牢 度 （級）	洗濯	4 級以上	耐光	4 級以上	摩擦（乾）	4 級以上
	汗	4 級以上				
加 工	後染					
色 相	紺系（林野庁指定色）					
そ の 他	導電性繊維をタテ方向 1 インチ間に 2 本以上混入のこと。					

上記のとおり、原反出荷については、その納入期日に遅延を来さないよう、出荷することを証明いたします。

令和 年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

出荷引受証

令和 年 月 日

殿

所在地

会社名

代表者氏名

今般、林野庁において調達する「1号物件：森林官制服（男性用上衣40着）ほか6品目の製造」の入札に参加し落札者となった場合は、下記の製作材料として必要な原反を購入したいので、林野庁に対し下記の事項について証明願います。

記

1 品目及び数量

森林官制服（男性用ネクタイ）	29本
森林官制服（女性用ネクタイ）	3本

2 製作材料規格（１号物件－３） 森林官制服（ネクタイ）

区 分		品 番	規 格
表 地	タテ	ポリエステル 100% （再生ポリエステル 40% を含 む）	ポリエステル 56dtex/18f（インタレス加工）
	ヨコ		ポリエステル 150dtex/36f（異形断面糸）
染色堅牢度		洗濯、耐光、摩擦（乾）、汗	各 4 級以上
密 度 （本/3.8cm）	タテ	150 本以上	
	ヨコ	145 本以上	
組 織		綾 織	
寸法変化率		±3% 以内	
色 相		紺系とエンジ系のストライプ	

上記のとおり、原反出荷については、その納入期日に遅延を来さないよう、出荷することを証明いたします。

令和 年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

出 荷 引 受 証

令和 年 月 日

殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

今般、林野庁において調達する「2号物件：一般作業衣（ジャンパー型上衣3着）ほか5品目の製造」の入札に参加し落札者となった場合は、この製作材料として必要な原反を購入したいので、林野庁に対し下記の事項について証明願います。

記

1 品目及び数量

一般作業衣（ジャンパー型上衣）	3 着
一般作業衣（ズボン）	18 着
制服（男性用ジャンパー型上衣）	693 着
制服（男性用ズボン）	1,698 着
制服（女性用ジャンパー型上衣）	196 着
制服（女性用ズボン）	280 着

2 製作材料規格（2号物件）

種 別	混 用 率	染 色 堅 牢 度		
一 般 作 業 衣 (ジャンパー型上衣) (ズボン) 制 服 (男性用ジャンパー型上衣) (男性用ズボン) (女性用ジャンパー型上衣) (女性用ズボン)	ポリエステル 94%(±5%) 綿 6%(±5%) もしくは ポリエステル 70%(±10%) 綿 30%(±10%) 導電性糸使用	洗 濯	変退色	4 級以上
			汚 染	4 級以上
		耐 光	変退色	4 級以上
組 織	重 量	摩 擦	乾 燥	4 級以上
斜文織 (2/1 もしくは 2/2)	270g/㎡以下	汗	酸性	変退色 4 級以上 汚 染 4 級以上
番手 ・ 密度 (本/10 cm)	引 張 強 力 (N)		アルカリ性	変退色 4 級以上 汚 染 4 級以上
タテ 340dtex (※参考値) ヨコ 34/2S (※参考値) (タテヨコともに参考値であり、異なる 組成あっても当品質規格を満たす場合は 可) タテ 400 以上、ヨコ 200 以上	タテ (ヨコ) 900 以上		色 相	紺系 (林野庁指定色)
引 裂 強 力 (N)	伸 び 率 (%)	伸 長 弾 性 率 (%)		
タテ (ヨコ) 50 以上 ヨコ (タテ) 80 以上	タテ 3 以上 ヨコ 7 以上	除重 30 秒後	タテ及びヨコ 80 以上	
		除重 1 時間後	タテ及びヨコ 80 以上	
スナッグ (級)	ピリング (級)	寸 法 変 化 率 (%)		
タテ 4 級以上 ヨコ 4 級以上	4 級以上	タテ ±2 以内 ヨコ ±2 以内		

または、上記規格と概ね同等の品質規格を有する生地。

上記のとおり、原反出荷については、その納入期日に遅延を来さないよう、出荷することを証明いたします。

令和 年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

別紙様式第4号（3号物件）

出 荷 引 受 証

令和 年 月 日

殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

今般、林野庁において調達する「3号物件：一般作業衣（シャツ型上衣17着）ほか2品目の製造」の入札に参加し落札者となった場合は、この製作材料として必要な原反を購入したいので、林野庁に対し下記の事項について証明願います。

記

1 品目及び予定数量

一般作業衣（シャツ型上衣）	17 着
制服（男性用シャツ型上衣）	1,985 着
制服（女性用シャツ型上衣）	356 着

2 製作材料規格（3号物件）

種 別	混 用 率	染 色 堅 牢 度		
一般作業衣 (シャツ型上衣) 制 服 (男性用シャツ型上衣) (女性用シャツ型上衣)	タテ ポリエステル 100% (導電性繊維使用) ヨコ ポリエステル 65% 綿 35% ポリエステル 50% ナイロン 50% (各±3%)	洗 濯	変退色	4 級以上
			汚 染	4 級以上
		耐 光	変退色	4 級以上
		摩 擦	乾 燥	4 級以上
		汗		4 級以上
密 度	組 織	色 相	水色系 (林野庁指定色)	
タテ 420 本以上 ヨコ 300 本以上 (本/10cm 間)	2/1 綾織			
番 手	寸 法 変 化 率	そ の 他		
タテ 180dtex ヨコ 34/1S 32/1S	タテ ±2%以内 ヨコ ±2%以内	半永久消臭機能を持つ繊維 を一部使用		
重 量	引 張 強 力			
140g/㎡以上	タテ 1200N 以上 ヨコ 500N 以上			

または、上記規格と概ね同等の品質規格を有する生地。

上記のとおり、原反出荷については、その納入期日に遅延を来さないよう、出荷することを証明いたします。

令和 年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

別紙様式第 5 号

○号物件： (物件名) に係る質問書

商号又は名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(記入例)

質 問 事 項	
1	仕様書 (〇〇ページ)について [質問内容]
2	〇〇〇〇.....について [質問内容]

製 造 請 負 契 約 書 (案)

- 1 件 名 森林官制服(男性用上衣 40 着)ほか6品目の製造
一般作業衣(ジャンパー型上衣 3 着)ほか5品目の製造
一般作業衣(シャツ型上衣 17 着)ほか2品目の製造
- 2 契 約 金 額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち、消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円・消費税率 10%)
- 3 仕様・規格・数量 別紙〇の仕様書及び別紙〇の数量内訳書のとおり
- 4 縫製工場名及び
所在地 株式会社〇〇〇〇
〇〇〇〇
- 5 納 入 期 限 (1号物件) 令和9年2月15日
(2号物件及び3号物件) 令和9年3月5日
- 6 納 入 場 所 別紙〇の数量内訳書のとおり
- 7 契 約 保 証 金 免除

上記の製造請負について、支出負担行為担当官 林野庁長官 長崎屋 圭太（以下「甲」という。）（登録番号 T8000012050001）と、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、上記各記及び次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
支出負担行為担当官
林野庁長官 長崎屋 圭太

乙

契 約 条 項

（目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された図面（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、契約物品の製造業務（以下「業務」という。）を行い、納入期限までに甲の指定する納入場所において契約物品を甲に引き渡し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（監督）

第3条 甲は、この契約の適正な履行を確保するために監督する必要があると認めたときは、甲が命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督のために必要な物品及び書類等の提出を求められた場合、速やかに提出するものとする。

（仕様書等の疑義）

第4条 乙は、仕様書等に疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、甲乙協議の上定めるものとし、乙はその他軽微なものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

（仕様書等の変更）

第5条 甲は、前条の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知し、仕様書等を変更することができる。

（契約金額の変更方法）

第6条 契約金額の変更は、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日は、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、甲は、協議開始の日を定め、乙に通知することができる。

（見本品の提出）

第7条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約物品の製造に先立ち、見本品を提出し、監督職員の確認を受けるものとし、確認を受けた見本（以下「確認済見本」という。）は、仕様書等の一部となったものとみなす。確認済見本が

仕様書等に定めるところと矛盾する場合は、確認済見本が優先する。

(乙の履行遅延)

第8条 乙は、頭書の納入期限までに業務を完了し、契約物品を納入できない場合には、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び納入見込日時を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

(遅延金)

第9条 甲は、乙が頭書の納入期限までに業務を完了し、契約物品を納入できない場合には、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅延金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める遅延金は、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額とする。

3 第1項に定める遅延金の請求は、甲が第17条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(物品の納入)

第10条 乙は、契約物品を納入しようとするときは、甲に通知し、甲の示す場所において、品質、規格、形状等の適否について確認を受けるものとする。この場合において、乙は立ち会うこととし、乙が立ち会わないときは、乙は甲の確認の結果に対し異議を申し立てることができない。

2 乙は、第1項により適正であると認められたものでなければ、契約物品を納入することができない。

(検査)

第11条 乙は、前条により確認を受けた契約物品を納入するときは、甲及び納入場所の長に通知するとともに、甲が委任した職員又は委任した職員が命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、乙から前項に定める通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙又は乙が契約物品の納入にあたり運送を依頼した業者等（以下「運送取扱人」という。）は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って検査に必要な措置を講じなければならない。この場合において、乙又は運送取扱人が検査に立ち会わないときは、乙は検査の結果に対し異議を申し立てることができない。

4 検査職員は、検査の結果不当な箇所を発見した場合には、乙に対し、相当の日時を定めて引換え又は補修を請求することができる。この場合、乙は直ちに引換え又は補修を行い、再度検査を受けなければならない。

5 検査及び納入に要する経費は、全て乙の負担とする。

(所有権等の移転)

第 12 条 この契約に基づく契約物品の所有権は、前条に定める検査に合格したときに、甲に移転するものとする。この場合、契約物品納入に必要な容器外包は、特別の定めのない限り甲の所有とする。

(契約不適合責任等)

第 13 条 乙は、甲に納入した契約物品について、担保の責任を負うものとする。

2 前項の規定に基づく契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）についての担保の期間は、前条に定める所有権の移転の日から 1 年とする。

3 甲は、前項に定める期間内に、契約物品に破損、変質、性能の低下等の契約不適合を認めた場合は、直ちに乙に通知し、相当の日時を定めて当該契約不適合を補修させることができる。

4 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約代金の支払等)

第 14 条 乙は、全ての契約物品を納入し、第 11 条第 1 項に定める検査に合格したときは、所定の手続きにより契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に、請負代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

3 甲が、第 11 条第 2 項に規定する期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の支払期間の日数から差し引くものとする。ただし、この遅延期間の日数が支払期間の日数を超える場合は、その超える日数に応じ遅延利息を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 15 条 乙は、甲が甲の責に帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わない場合には、甲に対し遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額が 100 円未満である場合及び 100 円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(再請負等の制限)

第 16 条 乙は、本契約の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、運送業務を除き、本契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ甲に対し申請を行い、承認を受けなければならない。本契約の頭書において、縫製業務を請け負わせる縫製工場が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、甲から承認を得た第三者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとし、この契約を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 19 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）

第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に

よる課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第20条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の規定による違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にあってはその者、法人である場合にあっては役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合にあっては代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 22 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 23 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第 24 条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、

直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 25 条 甲は、第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合には、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙はこの契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。
- 4 前 2 項に規定する損害賠償の額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 26 条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、併せて、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（債権債務の相殺）

第 27 条 甲は、この契約の定めるところにより乙から甲に支払うべき債務が生じた場合には、契約金額と相殺することができる。この場合、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超える金額を甲の指示により納入しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 28 条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただ

し書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- （1）甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
 - （2）乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第 1 項ただし書に基づいて、乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（秘密の保持）

- 第 29 条 乙及び業務に従事する者（従事した者を含む。以下「従事者」という。）は、業務に関して知り得た業務上の秘密及び個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を業務の遂行以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 乙及び従事者は、保有した業務上の情報及び個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前 2 項については、この業務が終了した後においても同様とする。

（契約外事項）

- 第 30 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。